

郵政民営化委員会（第30回）議事録

日時：平成19年9月6日（木） 10：15 ～ 10：55

場所：虎ノ門第10森ビル5階 郵政民営化委員会会議室

○田中委員長 これより郵政民営化委員会の第30回会合を開催いたします。

議事に先立ちまして、8月27日の内閣改造において、増田委員が総務大臣・郵政民営化担当となられました。これに伴い、8月27日付で辞表が提出されました。また、9月5日付で辞任となっておりますので、ご報告いたします。

本日は、委員4人のご出席をいただいておりますので、定足数を満たしております。

それでは、議事次第に従って議事を進行いたします。まず、議題第1、郵政民営化法第107条第1号の規定に基づく政令案についてです。郵政民営化推進室からご説明をお願いいたします。

○目時参事官 推進室の目時でございます。それでは、議題1についてご説明申し上げます。

資料1-1をご覧ください。これは、金融庁長官並びに総務大臣より民営化委員会に対しまして、郵政民営化法第107条第1号の規定に基づく政令案について立案いたしましたので、ご意見を賜りたいという文書でございます。これは、この文章の2行目でございますけれども、民営化法第123条第1号の規定に基づき、民営化当初の業務範囲に関わるものでございますので、民営化委員会の意見を聴かなければならないという法律の規定に基づくものでございます。

なお、この後の2番目の議題でございます郵政民営化法第110条第1項第4号等の規定に基づく内閣府令・総務省令案、この2つの省令案につきましても、同様にこの規定の適用によりまして民営化委員会のご意見を、後でご説明申し上げますが、かなり細かいところもございませうけれども、ご検討いただくということになってございます。

では、この政令案ということでございますけれども、これは民営化法第107条第1号の規定に基づくということで、具体的には、郵便貯金銀行が受け入れる預金のうち、預入限度額に算入しないものについて、所要の改正を行うということでございます。こちらに来ております金融庁、総務省からの要請文書でございますが、この資料1-1の頭紙並びに資料1-2の説明の文書、そして資料1-3の当該部分の新旧の比較からなっております。なお、本政令でございませうけれども、別途、行政手続法に基づきまして、金融庁並びに総務省のほうから現在パ

ブリックコメントにかかっておりまして、実を言いますと8月8日に始まりまして、本日9月6日が締め切りということになっている状態でございます。

それでは、中身のほうの説明を申し上げます。先ほどの資料1-2の先に2ページ目、終わりのほうのページをご覧いただきたいと思っております。既にもう何度も申し上げたことですが、民営化当初の郵便貯金銀行の業務範囲につきましては、まず民営化法で制限しておりまして、その具体的な中身に関して、現在の日本郵政公社の業務の範囲と同様となるように関係政省令で規定するようにしております。既に2度にわたりまして、昨年7月並びに先般の28回の委員会、19年6月に、細かい部分のファインチューニングをさせていただいて、範囲を同じになるようにし、立案について適当であるとのことをご意見をいただきました。今回でございますけれども、この同様になるためにファインチューニングの中で、ご案内のとおり、実施計画に基づく実際の実務の検討を進めていたのですが、その中で郵便貯金銀行と承継会社との間で預貸関係が発生するということがはっきりとわかってきたといったことでございます。

具体的に申し上げますので、今度はまた前の1ページ目にお戻りいただきたいと思っております。現在の日本郵政公社においては、郵便貯金部門とそれ以外の部門の資金のやりとりは、基本的には内部勘定による対応となっております。例えば一部分、郵便事業部門の資金融通という形ではっきり出ておりまして、これは貯金部門から短期国債の金利を適用して一応市場に基づいて借りるといったことでございますけれども、基本的には、1つの公社の中、組織の中での部門間の内部勘定のやりとりでございます。ところが、民営化後、分社化によりまして、郵政グループを入れて全く違う5つの会社ということになり、預貸関係となりますので、この同様の取り扱いを可能にするためには、その辺の預貸関係をきちんと定めなければならないということになります。郵便貯金銀行の預入限度額の適用外となる預金として、これら日本郵政グループ4社、日本郵政株式会社、郵便事業株式会社、郵便局株式会社及び郵便保険会社の行う預金を追加ということになります。

ちょっと細かいお話になりますけれども、現在は貯金と郵便だけなのが、なぜ4つの会社になるかということです。例えば、郵便局舎の建設をやる際には、郵便事業だけではなく3事業が分担しているわけですが、これは当然、今度は郵便会社だけではなく、郵便局会社にもいくことになりまして、場合によっては保険会社にいくことになるかもしれません。それから、これは非常に部分的なんですけれども、現在、通信病院などのお金も3事業でみているのですが、これらは当然、持株会社、日本郵政ということになります。そういった形で、

今は郵便会社だけなんですけれども、今度は4つの会社に、実際にどれぐらいいくかは別にしましても、一応いくように処理はしておかなければならないということになってございます。

2番でございますけれども、具体的には、郵政民営化法第107条第1号の規定に基づき、預入限度額の適用外となる預金等を定める郵政民営化法施行令第2条に、日本郵政グループ4社が預金する普通預金及び定期性預金を追加します。現在は、俗に言う流動性預金、当座の預金だけが該当しておりますけれども、これに普通預金と定期性預金を追加いたします。そうしませんと、普通の預金者と同じく、この4つの会社も限度額は1,000万円ということで、少々会社間の資金をやりとりするには額が小さいのかな、ということになってしまうわけでございます。この場合やるのは、あくまで旧郵政公社の内部勘定をそのまま移動させるものですから、郵政公社の事業を承継する4社に限ってこういう形とするということで、あくまで同じ事業の内容を確保するという事で措置をしております。

それから3番、「なお、当該規定の改正に伴い」と、これが俗に言う本当に細かいものなんですが、参考までに申し上げますと、資料1-3を見ていただきますと、下のほうに現行がございまして。これの3条の譲渡性預金、「昭和三十二年政令第百三十五号というところに横線が、サイドラインが引いてございますけれども、実はここに書いてありますように、初出箇所に変更が生じる。現在の法律では第3条に出ているものが、日本郵政のグループ内にはこういった定期性預金が可能になるものですから、改正案では第2条の第3項のほうにこれが出てくる。ですから、この「昭和三十二年政令第百三十五号」というのが第3条から第2条に移ったと。これも一応改正でございまして、こういうのも含めて今回の政令案の改正ということで諮らせていただいております。

この後、法技術的な修正ということで、法制局の審査あるいは各省協議がまたございます。内容ということよりも、こういった法技術的なものの修正はあり得るということ、それから、本日まででございますけれども、現在パブリックコメント中であるということ、こういった状況も踏まえまして、前回同様の状況になってございますけれども、本政令案につきまして内容等ご審議いただければということでございます。

説明は以上でございます。

○田中委員長 ただ今のご説明に対して何か質疑のポイントはございますでしょうか。

それでは、よろしいようですので、本件については、ご説明にあったとおり、金融庁長官及び総務大臣から当委員会の意見が求められております。当委員会としての意見書の案を作成してみましたので、事務局からのご説明をお願いいたします。

○岡崎参事官 ただ今お配りしておりますが、委員長名で、金融庁長官と2枚にわたっておりますけれども、金融庁長官あてに、今から読み上げます意見を出すということでいかがかと思っております。

郵政民営化法第107条第1号の規定に基づく政令案について（意見）

平成19年9月3日付金総第2065号・総郵貯第161号の1をもって意見を求められた事案について、審議の結果、下記のとおり意見を提出する。

記

郵政民営化法第107条第1号の規定に基づく政令については、平成19年9月6日に開催された郵政民営化委員会において示された内容のとおり立案することが適当である。

増田大臣あてのものも同じ文章でございます。

以上でございます。

○田中委員長 いかがでしょうか。事務局からのご説明でよろしいですか。

それでは、意見のとりまとめとさせていただきます。

本政令案は、現在、政府において行政手続法に基づくパブリックコメントに付されております。一方、推進室からご説明がありましたように、民営化当初の郵便貯金銀行及び郵便保険会社の業務の範囲は日本郵政公社の業務の範囲と同様のものとなるように法令により規定すると、郵政民営化の基本方針に基づいて今回、政令案は立案されたものです。民営化当初に関する措置でありますので、当委員会としては、その内容について現時点で判断を行っても問題はないと考えます。パブリックコメントについては、本日の意見締め切り後に、政府において速やかに結果のとりまとめがなされるものと承知しております。この締め切りの2日後までに、政令案の内容がパブリックコメントにより変更されるとの申し入れが政府からなければ、当委員会としては、事務局から説明があった「郵政民営化法第107条第1号の規定に基づく政令案について」を意見として出したいと考えますが、よろしいでしょうか。

ありがとうございました。それでは、そのように決定させていただきます。

続きまして、議題2に移ります。郵政民営化法第110条第1項第4号等の規定に基づく内閣

府令・総務省令案についてです。それでは、まず金融庁からご説明をお願いいたします。

○遠藤参事官 金融庁の総務企画局信用制度参事官をしております遠藤でございます。座って失礼いたします。

私のほうからの説明は、資料2-1から資料2-3にかけてのものでございます。資料2-1については、先ほどの目時参事官と同じ内容のものなんでございますけれども、郵政民営化法123条に基づく郵政民営化委員会への意見をお求めしたいといった内容のものでございます。具体的には、この命令についての改正案ということで、資料2-3が2段表、現行と改正案を比較したものでございます。それなりの厚さを持っているんでございますけれども、実はこれは内容を繰っていただきますと、極めて技術的な内容でございます。この内容でございますが、資料2-2の表紙をめくっていただきますと、今回のこの命令の改正の内容について、大きく3つに分類しております。

1つは、「金融商品取引法」の施行に伴う改正ということでございます。これは、名前が「証券取引法」から「金融商品取引法」に変わるということをはじめといたしまして、引用条項の変更でありますとか、用語を金融商品取引法で従来の証券取引法と少し変えている部分がございますので、その用語の定義の新設・分類方法の変更が金融商品取引法のほうで行われております。それをそのままこちらの命令のほうに引っ張ってこなければなりませんので、そういう形で機械的に移しているといったものがございます。これは全体として、郵便貯金銀行及び郵便保険会社の業務範囲等に関し、内容の変更を伴うものではございません。施行日は、金融商品取引法の施行に合わせた平成19年9月30日からという形になっております。

それから2つ目と3つ目の分類でございますが、これはさらに技術的といいますか、マイナーな話なんでございますけれども、「株式会社商工組合中央金庫法」というものが平成20年10月1日から施行になります。この命令の中には「商工中央金庫」という言葉が入っているんでございますけれども、これを「株式会社商工中央金庫」という言葉に改めたいというのが2番目の分類でございます。3つ目は、「株式会社日本政策金融公庫法」、これは平成20年10月1日施行予定でございますけれども、これもこの命令の中に「国民生活金融公庫」という名称が入っております。これを「株式会社日本政策金融公庫」に改めますし、「国民生活金融公庫法」を「株式会社日本政策金融公庫法」に改正したいといった内容でございます。

資料2-3を見ていただきますと、今申し述べました3分類について見ていただけるのではないかと思います。例えば、1ページ目の第2条第1号の4行目に、上のほうの改正案には「金融商品取引法」、これは改正前の下のほうに下線がございまして、

に対応した新名称がここに書かれているといったものでございます。

それから、1枚めくっていただきまして2ページの第3条の第1号、ここには有価証券の売買についてのいろいろな規定が置かれているのでございますけれども、この第1号の2行目に括弧書きで「有価証券関連デリバティブ取引に該当するものを除き」といった文があるのでございますけれども、「有価証券関連デリバティブ取引」という概念は金融商品取引法で新設された概念でございますので、そうした新設概念に伴う所要の修正というものをこの中に入れていたといった内容でございます。

以下見ていただきますと、3ページ目では、「金融商品取引法」という名称が上に並んでおりますけれども、これは下の現行の「証券取引法」に対応するものを改めたものだということが見てとれるかと思えます。

以上のようなものが改正内容でございます。

○田中委員長 ありがとうございます。

それでは、ただ今のご説明に対して何かご意見はございましょうか。よろしいでしょうか。

それでは、本件については、ご説明にありましたとおり、金融庁長官及び総務大臣から当委員会の意見が求められております。当委員会としての意見書の案を作成してみましたので、事務局から説明をお願いいたします。

○岡崎参事官 金融庁長官と総務大臣あてに2通ございます。

郵政民営化法第110条第1項第4号等の規定に基づく内閣府令・総務省令案について（意見）

平成19年9月3日付け金総第2066号・総郵貯第161号の2をもって意見を求められた事案について、審議の結果、下記のとおり意見を提出する。

記

郵政民営化法第110条第1項第4号等の規定に基づく内閣府令・総務省令については、本日の郵政民営化委員会において示された内容のとおり改正することが適当である。

総務大臣あても同文であります。

以上です。

○田中委員長 どうもご説明をありがとうございました。

それでは、どうですか。これもよろしいですね。はい。

それでは、意見のとりまとめをさせていただきます。今回の本内閣府令、そして総務省令についての措置は、金融庁からご説明がありましたとおり、昨年7月の制定後における金融商品取引法その他の法律の施行に伴う技術的な改正を行うもので、これにより郵便貯金銀行及び郵便保険会社の業務範囲等に変更が生ずることのないように立案されております。当委員会としては、事務局から説明のあった、「郵政民営化法第110条第1項第4号等の規定に基づく内閣府令・総務省令案について」を意見として出すこととしたいと考えますが、よろしいでしょうか。

それでは、そのように決定させていただきます。

どうも今日はありがとうございました。

今後についての提案なのですが、今日の議事にありました技術的な改正については、今後も幾つか出てくるんだろうと思うんですが、委員の皆様方にお集まりいただいた上で議事として取り上げる必要はないのかなと思いますので、今後、事務局からの説明を個々にしていただきまして持ち回りで審議するという形をとりたいと思いますが、よろしいでしょうか。

それでは、次回以降、委員会で採決できるよう、事務局において事前に準備していただくようお願いいたします。

続きまして、郵政民営化に関する政府広報について、事務局からのご報告をお願いいたします。

○岡崎参事官 委員会でご指摘をいただいておりますように、暗黙の政府保証の払拭という問題もありますので、政府広報を積極的にやるということで、いろいろ関係方面と調整をしてみました。今のところの政府広報の予定というものをご紹介したいと思います。

お配りしている資料3のとおりですが、まず国内の広報としまして、テレビ番組を2つ用意しております。①は「ドゥ！ JAPAN」という、日経CNBCというCSのチャンネルの約30分の番組ですけれども、政府担当者と有識者による対談形式の番組ということで、富山委員と木下室長のご出演を予定しております。

②は「ご存じですか」という短い5分の番組ですけれども、日本テレビ系列にて放送予定ですが、レポーターとの一問一答形式のインタビュー番組ということで、推進室として民営化について事務的に紹介するというので、これは参事官クラスというので私が出ることになって

ございます。

③は新聞突出し広告。これは小さい新聞記事ですけれども、ホームページをちゃんと見てくださいますと書いたことを書きつつ、政府保証がなくなるとか、制度が民間と同じになるということについて短い125字の広告をするということでございます。

あと④と⑤は、④がインターネットサイト「MSN Japan」のテキスト広告で、ネット上でございます。「MSN Japan」というところの中に30文字の広告をしております、これも先ほどの突出しと同じように、詳しいことはホームページを見てくださいますということですが、ごく簡単に書いてあるということでございます。⑤は政府広報オンライン、これもオンラインなんですけれども、「お役立ち記事」ということで、10月1日に掲載を開始します。2,000字程度の文章で、これも推進室で郵政民営化について事務的にご紹介するものです。

それから、海外向けの広報が次でございますが、⑥は政府広報オンライン内の電子書籍「Highlighting JAPAN 10月号」の中に、和文換算で1,700字×2ページ程度の文字ですけれども、オンラインで推進室が事務的に紹介します。海外向けは、政府保証に限らず、全般的な説明をするということになっております。

⑦ですけれども、海外の高級紙への記事広告掲載ということで、これは完全に決定してはおりませんが、認めていただく方向で作業しております、海外の有名な新聞に、委員長に書いていただいた日本語の文章を英訳して、評論記事を寄稿するという形で進めたいと思っております。

政府広報は以上でございますが、次のページにありますように、総務省、金融庁及び日本郵政公社でも郵政民営化に関する広報活動しておりますので、別紙参考ということでお配りしております。総務省は総務省広報誌への記事掲載ということをやりました。金融庁は、地方財務局におきまして各種講演会がございますので、その際に説明するという形で広報に努めております。

それから、日本郵政公社のほうは、これはもう既にご承知の方もいらっしゃると思いますけれども、新聞広告とかテレビとかパンフレット、ポスター、DMといったもので大量にやっております、この中に制度のこともきっちり書いてあると見受けておりますけれども、ほとんど全世帯に配るという形での広報が公社からなされているという状況でございます。

簡単ですが、以上でございます。

○田中委員長 どうもありがとうございました。

ただ今のご説明に対して、何かコメントはありますか。

○富山委員 テレビCMというと、どのくらい露出するんですか。GRPとか、そういうのはわかりますか。

○岡崎参事官 公社のCMは、8月15日から8月28日にかけてやりまして、あとは9月の末に30日にATMを止めるという周知をすると聞いています。民営化全般のお知らせは、もう8月15日から8月28日の間に一通りやったという形です。

○田中委員長 政府保証がなくなるということと、だからこそ法令遵守態勢をつくるとか、業務執行体制に改善を加えるとか、そのことは実はセットになっている話なんです。だからこそ、我々は企業体としての存続をかけ利用者の評価を受けるべくやるんだというのは、誰か言ってくれないと困るんですけれども。ただ、「政府保証はなくなります、だからいざという場合は倒産するんです」というだけでは、それは、そういうコメントをする人も第三者的にはあるかもしれないけれども、そういう話ではなくて、事業体としての郵政が、だからこそどういう規律を持ってこのマーケットに臨む、そして金融2社について言えば、金融庁の検査・監督体制の中で評価を日々いただく、そのこととセットなんだということを言って、組織に緊張感を持ってもらわなければいけないんだけど、それを我々が言うのもおかしいし、それはどうすればいいかな。

○木下事務局長 委員長がおっしゃっているのは、基本的には会社の経営としての決意の問題であろうと思うんです。おっしゃるように、そのことについて政府が言うというのは、会社自体の経営に直接指導するわけではありませんので、やや筋合いが違うのかなと思います。

それについて私どもにできることは、例えば今説明しました政府広報の「お役立ち記事」ですとスペースがありますので、これには多少理屈は書けます。その中の理屈の立て方として、郵貯・簡保については通常の民間金融機関となりますので、健全経営、利用者保護についてきちんと監督し、全く民間の金融機関と同じようなものになります、そういう枠組みの中で政府保証が廃止されて預金保険の適用となりますといった説明の仕方をしまして、まず監督がきちんとあるんだということを説明するといったやり方をいたします。ここでは政府はそんなことかなと思います。

また、これは富山委員あるいは委員長のご見識ですけれども、テレビ番組とか寄稿の中でも、政府としてはそういう構えであり、郵政の経営者はそれに応えてきちんとやっていただくことを期待するというのが、こちらの役回りではないかと思います。その上でどのようにおっしゃるかは経営判断でありますけれども、そういう問題意識がございましたというのは日本郵政のほうにちゃんとお伝えしておきたいと思います。

○辻山委員 扱いは非常に難しいと思うんですけども、政府広報の中で一応、暗黙の政府保証を払拭するという1つのものが出てきましたけれども、最近の民営化によって、地方の郵便局で非常に丁寧なサービスがあったのがなくなってくるとか、その辺のところの、今朝のテレビ、NHKですか、バランスの問題なんだという締めくくりを今日のところはされていましたけれども。ですから、広報というと、暗黙の政府保証が前面に出るのか、あるいは今、委員長がおっしゃったように、それだけではなくてセットになっているということと、それからもう1つ、そういった地方の不安、それは広報では扱いづらいということでしょうか。その辺の無闇な不安というのにどう対応していくのかということなんです。

○木下事務局長 今おっしゃったのは3つのポイントがあると思います。つまり、民営化に伴って政府保証、信用を政府に依存するという状態がなくなって、自分の力で立つんですと、これが一番、当委員会として主な関心をお持ちでしたので、それについては特に、政府広報ということで対応させていただきたい。

それから、今、辻山委員がおっしゃっていました地方の不安ということにつきましては、要は、同じようにサービスが続いていくんでしょうかというのが利用者の差し当たりの不安である。それについては、むしろ郵政公社のほうで非常に丁寧な説明をされておられるということですので、これは事業体として当然でありますから、普通の考え方としては、政府がわざわざ事業体のためにお金を払って自分達で広報する話ではないということであろうかと思えます。

3つ目の話については、要は、民営化ということよりも、分社化に伴って滑らかにいきますかという問題でありまして、そこは広報の問題というよりは、上手に事務が回っていくようにといったことであつたかと思えます。例えば、昨年、骨格の時にも委員会のほうから実はコメントがありまして、お客様に対してきちんとシームレスに対応するように検討してくださいといった意見が出されておりますけれども、その旨を引き続き事業体のほうに言って、お客様にもそういう引き続き一元的な対応をするといったことでやっていただきたいなと思っています。ただ、その辺になると、経営のやり方の問題、お客様対応の問題でありますので、一にかかって事業体のほうで対応するという性格のものだと思います。

○辻山委員 今おっしゃることはそのとおりのかなと思うんですけども、3点ある中の1点目は政府のほうで、2点目は公社のほうでしょうと。政府がお金を払ってやるものではないでしょうということなんですけれども、郵政民営化に対して国民が抱いているイメージというのは、暗黙の政府保証もそうですけれども、今、公社のほうでやるべきものだとおっしゃったことというのは結構大きいことで、今後、特に10月1日を境に、その辺は機会があれば双方で

連携してということも考えられると思うんですけども、政府はその点については余り関係ないんだというふうに本当に峻別できるのかなと。

○木下事務局長 今申し上げたのは、政府広報サイドでの役割の認識がこうなっていて、例えば、過去、道路公団とか電電の民営化の時には、政府広報はしていないんです。それは、事業体が民営化に伴って事業をきちんとやっていくというのはその事業体の責任でやるべきものであって、政府広報でやるべきものではないということが、政府広報の制度運営としての基本的な考え方であるからです。では、今回はなぜこのように一生懸命やるかということにつきましては、暗黙の政府保証に関する委員会のご指摘を踏まえて、政府としてきちんと対応するという事であるということをお願いしました。その内容について、しかし、大変心配なことばかりなんですと広報するかというと、そんなことは当然ありませんで、ちゃんと続きます、その中で一番大事なのはこの政府保証の問題ですというような感じで報道されるように意識していきたいと思っています。

なお、総務省、金融庁のほうでも広報いたしますけれども、総務省の場合は、これは通常の監督行政の延長線ですから、もうちょっと、今までどおりきちんとサービスが行われますよということにもう少しウエートを置くという違いがありますし、公社はもちろん自分の話ですから、もっとそこにウエートを置くということになります。ウエートの問題かなと思います。

○田中委員長 民営化推進室のほうにメディアは、それを10月1日前後に書くためにみんなものすごい勢いで来ているんですか。

○木下事務局長 そんなには来ていないですね。

○田中委員長 既にいろいろ勉強しているから、何も推進室へ行かなくてもいいと。

世界的に見ると、中国の国民が持っている資産というのは、デポジット以外には、株は少し増えてきているらしいんだけど、しかしそうは言っても株はいつも上がるわけでもないしなと思っている人も当然いるわけで、それでも口座数は1億を超えているようですけども。基本的には、中国の人はデポジットで持っているんです。それが2 trillion USドルを少し上回っているんです。2.3兆ドルぐらい。ちょうど我が郵政がこれまで持っていた日本国民の金融資産の4分の1というと、今の中国のものと大体見合っているんだけど、この中国の金については世界じゅうが、これは一体どこへ行くんだ、みんな株を買ってくるに違いないぞとか、わあわあ議論していて、同じ目線で、郵便局のお金はどうなるのかと。中国の2 trillion USドルと同じものがあるぞ。中国は動くぞ。もうみんな銭ゲバみたいになっていたあの金が動く。この郵便局の金はどうなんだというのが、どうも国際社会の目線らしいんです、僕が取

材を受ける限りで言うと。そうすると、この金はどういう性格のお金になるんですかねと。でも、シティバンクとかHSBCとかは何か言ってくる。この200兆円ぐらいの金が少し動くみたいだなという感じはあるんだよね。それは政府保証がなくなるとか、民営化とか、あるいは郵貯・簡保、あるいは郵便局ネットワークはやっぱり組むんでしょうと。そんなにいい金融商品なんか出っこないしと、きっと思っていますから。組んでくる、組み合わせなんだろうこれはという感じが非常に強くなっていて、けれども国際社会は、これはものすごいことだと思っています。ということはなぜかという、中国の金もすごいんだけど、そうは言ったところで一人一人のデポジターのものなので、さすがに右から左にすぐ動かせるものではない。めいめいにはいろいろな利潤動機はあるけれども、すぐどうなるわけではない。でも、こっちの郵便局の棚に置いておいたものは動くぞ、動かせるぞという感じはあるね、これは一挙に。だから、ものすごい関心はあるという気がします。

だから、そういうことからいくと、外から見れば、暗黙の政府保証とか、そんなものはどうの昔に消えていますし、大蔵・郵政の百年戦争とか、まだ日本のメディアというのはそんなとろいことを言っていると。官業の肥大化とか、そんなことなんかこれっぽっちも思っていない人達が見る目線と、こちらはまだそういういわゆる官業の肥大、あるいは郵政議員がまた戻ってくるということからいくと、やっぱり3事業一体でない事業体として存続は難しいみたいな見方がまだ若干とはいえある。この外からの目線と内側から言っている話との間には余りにも差があるね。多分、デポジターのほうは外に近いと思いますけれども。メディアが不勉強だから、まだこっちの議論をやるわけです。

○木下事務局長 外国からの見え方については、私のレベルでも、もうちょっとアカデミックな関係の人達では、郵政民営化に対する関心は国内におけるよりも非常に強い感じがいたしております。それから、政府広報室の事務方と話した時も、外国での関心への対応ということについては理解していただいています。そういう意味で、また繰り返しになりますけれども、委員長に書いていただくのは目玉としてやっていきたいと思っているということでもあります。少なくとも私どもは、その辺の問題意識は持っているということでございます。

○田中委員長 だから、郵政民営化というのは小泉のpet theoryだったという感じでしょう、日本では。あれは小泉だけがこだわって、そういうpet theoryを肥大にして何かすごい選挙を打ってしまったなという議論なんですけど、外から見ると、これで日本は変わると、あるいは日本との関係が変わる話で、ここまで日本が踏み切った以上、つまらない議論はもうできない。とにかく1980年代後半のブレイディ・プランが出た時などは、ラテンアメリカの信用不安の時

に、日本には郵政という何かわけのわからない、しかし金額はものすごいアセットを持てるのがあるから、ラテンアメリカの不良債権を、別に100で買えとはいわない、60でいいから買ってこれという、買わせればいいじゃないかと、それでファイナンスをつければ、時価で買えばいいんだから、最初から損することを押しつけることはない、ひょっとしたらプラスが出るかもしれない。マーケットプライスで売るんだったら、あの郵貯に買わせればいいという議論を20年前に国際社会ではやっていましたから。だけれども、外から見ると、そういう話ではないところに日本は踏み込んだんだと。あとは、だから日本の金融資本市場がそういうリズムを持つかどうか、あるいはそこに外からどのように関与できるかという視点になってきて、これはやっぱりすごいということなんですけれども。だから、そのこのところのずれがいつまでたってもぬぐえないんですよ。

○富山委員 委員長がおっしゃるとおりで、普通の金融投資家の考え方でいうと、この200兆円が金利リスクの塊ですよ。この委員会でもたびたび出る、リスク分散しなさいということになると、プロの目線から考えると、あの巨大なポートフォリオはまだほかのリスクが一杯とれるということなんです。信用リスクもとれるし、為替リスクもとれるし、あるいはエクイティ性のリスクもとれるということを意味しているの、まともな経営をすればするほどそのお金がそっちへシフトするということを普通は予測するんです。ということは、そういう側で、逆に言うとリスクが固まっている立場からすると、そのリスクをそっちに転嫁したいと普通考えるので、それはWin-Winになるじゃないですか。それが多分、海外の目線ですよ、極めて健全な。リスクというのは基本的には分散がすべてなので、だからそうすると、ここにこれだけまだとれる巨大な塊があるわけですから、そこにみんな殺到しますよね。ほかのところでも偏っていますから。けれども、この手の理屈というのはなかなか難しいんですかね。

○田中委員長 「渡辺さん」という話が出ていて、別に固有の渡辺さんではないらしいんだけど、外為証拠金取引で何か2億とか3億儲けた人がいるでしょう。「渡辺さん」というのがどうして出てきたのかといたら、日本にはよく渡辺というのがあるから、「渡辺さん」でいいんだと言っているらしいんだけど、日本には一杯、渡辺さんがいるから。「渡辺さん」とはどういう人かと思ったら、もうリスクをとりに行く。あれは外為証券であれだけリスクをとりに行くやつがいるんだしたら、「渡辺」を獲得に行こうと。それで「渡辺、渡辺」と言っているんです。

けれども、その辺はやっぱりあるんですよ。今回の円キャリートレードのアンワインディングでも、10年前は家計でかぶったという人は全くいませんでしたけれども、今度は起きてい

るから、この10年間をとっても郵貯の利用者の意識は全く変わっています。そのところは郵政民営化がいよいよこの10月1日を迎えて、何かちょっと日本の新聞・テレビで言っている話は違うなど。何でもまだこんなことを言っているのかなという気はしますけれども。

○木下事務局長 気をつけていろいろ記者対応をいたします。ただ、固有名詞のほうにメディアの関心が移っているというのは、郵政民営化が実務化しているという証拠でもあるのかなとも思います。

○田中委員長 それではよろしいですか。

ありがとうございました。本日の議題は以上です。

これをもちまして郵政民営化委員会第30回の会合を閉会いたします。

事務局からこの後ブリーフィングをお願いしています。次回会合日程につきましては、別途ご案内を差し上げますので、よろしくをお願いします。

本日はどうもありがとうございました。